



三重県公報

令和2年7月1日(水)

号外

目次

| (番号) | (題名) | (担当) | (頁) |
|------|---------------------------|-----------|-----|
| | 告 示 | | |
| 424 | 環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示 | (環境生活総務課) | 2 |
| 425 | 地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示 | (地域連携総務課) | 3 |

告 示

三重県告示第 424 号

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 2 年 7 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

環境生活部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 243 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(5)の表に次のように加える。

| | | | | | |
|---|----------------|---|---|----------|--------------------------------|
| 4 | NPO活動再開支援事業補助金 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動の休止等を余儀なくされたNPOの新しい生活様式に即した活動再開等を支援することにより、地域課題の速やかな解決を図る。 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動の休止等を余儀なくされたNPOの新しい生活様式に即した活動再開等に要する経費 | 10/10 以内 | 特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人等の民間非営利団体 |
|---|----------------|---|---|----------|--------------------------------|

別表 2 を次のように改める。

別表 2（第 2 条関係）

| 区分 | (A) 補助金等の名称 | (B) 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間 | (C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具 |
|----|------------------------|--|--|
| 1 | 天然ガス自動車普及促進事業補助金 | 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間 | 1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具 |
| 2 | 海岸漂着物等対策事業補助金 | | 1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具並びにその他環境大臣が定める財産 |
| 3 | 生活基盤施設耐震化等補助金 | 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。以下「厚生労働省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間 | 1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産 |
| 4 | 隣保館整備費補助金 | | 厚生労働省告示に定められている機械及び器具 |
| 5 | 隣保館運営費等補助金 | | |
| 6 | 隣保館事業費補助金 | | |
| 7 | 災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金 | 大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間 | 1 件の取得価額又は効用の増加価額が 5 万円以上の機械及び器具 |
| 8 | NPO活動再開支援事業補助金 | | |
| 9 | 三重県消費者行政活性化基金事業費補助金 | | 1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具 |
| 10 | 三重県消費者行政推進事業費補助金 | | |
| 11 | 三重県地域防犯力向上支援事業費補助金 | | |
| 12 | 三重県消費者行政強化事業費補助金（推進事業） | | |
| 13 | 三重県消費者行政強化事業費補助金（強化事業） | | |

| | | | |
|----|-----------------------|---|--------------------------------|
| 14 | 公共関与型産業廃棄物処理施設整備事業補助金 | 補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成12年厚生省告示第105号。以下「厚生省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間 | 厚生省告示に定められている機械及び重要な器具に相当するもの |
| 15 | 産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金 | 大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間 | 1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具 |
| 16 | ポストRDFに向けた施設整備等補助金 | | |

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第425号

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和2年7月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第241号）の一部を次のように改正する。

別表1(6)の表中第5号の項を第7号の項とし、同項の前に次の2項を加える。

| | | | | | |
|---|--------------------|---|-------------------------------|--------|--------|
| 5 | 南部地域自然体験促進事業費補助金 | 南部地域における自然体験に係るイベントの実施を支援することで、南部地域での自然体験の促進を図る。 | 別に定める南部地域における自然体験イベントの実施に係る経費 | 別に定める。 | 別に定める。 |
| 6 | 南部地域体験教育旅行促進事業費補助金 | 県内の学校の南部地域への体験型教育旅行を促すことで、県内の児童生徒に改めて豊かな自然等を有する南部地域の価値を認識してもらうとともに、南部地域の経済の回復を図る。 | 別に定める南部地域への体験型教育旅行の実施に要する経費 | 別に定める。 | 別に定める。 |

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>